

久喜市隣保事業の届出に係る事務に関する規則の一部を改正する規則

久喜市隣保事業の届出に係る事務に関する規則（平成24年久喜市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「しょうぶ会館」を「人権推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。